

板橋区住宅改修支援事業実施要綱

(平成13年2月13日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日「老発第0609001号」）に基づき、介護保険サービスとして、要介護者等が利用する住宅改修に関し、居宅介護支援事業者等が必要な事務手続を行った場合に、居宅介護支援事業者等に対し助成すること（以下「住宅改修支援事業」という。）により、要介護者等の円滑なサービスの利用を図り、もって要介護者等の保健・医療の向上及び福祉の増進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 要介護者等 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者及び第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。
- (2) 住宅改修 法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修及び法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修をいう。
- (3) 居宅介護支援事業者 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者及び法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業を行う者をいう。
- (4) 居宅介護支援事業者等 居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターをいう。
- (5) 理由書 居宅介護支援事業者等に所属する介護支援専門員（法第69条の2項に規定する。）が、法第8条21項規定する介護支援及び法第8条の2第18項に規定する介護予防支援の提供を受けていない要介護者等の住宅改修に関し必要な事務手続きとして、住宅改修費の支給の申請に添付するために作成する理由書をいう。

(助成金の支給額及び対象)

第3条 住宅改修支援事業の助成に関する支給額は理由書1件あたり2,000円とし、当該理由書を作成した居宅介護支援事業者等に支給する。ただし、住宅改修費の支給が決定した申請書に添付された理由書に限る。

(申請)

第4条 前項の助成金を受けようとする居宅介護事業者等は、住宅改修支援事業の助成に関する助成金支給申請書（別記第1号様式）を、2月から7月までに住宅改修費の支給を決定したものにあっては、当該年の9月10日までに、8月から1月までに

支給決定したものにあっては、当該年度の3月10日までに、区長に提出しなければならない。ただし、当該期間に提出し難い事由がある場合は、この限りでない。

(決定)

第5条 区長は、前条の申請書の提出があったときは、支給の可否を決定し、住宅改修支援事業に関する助成金支給（不支給）決定通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第6条 居宅介護支援事業者等は、住宅改修支援事業による助成を受ける権利を、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第7条 偽りその他不正の行為によって、住宅改修支援事業による助成を受けた者があるときは、区長は、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(準用)

第8条 第3条から前条までの規定は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく介護扶助として行われる住宅改修について準用する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康生きがい部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成13年2月13日から施行し、平成13年1月1日から適用する。
- 2 住宅改修支援事業は、平成13年1月着工分から適用する。
- 3 短期入所振替利用援助事業は、平成13年1月利用分から適用し、平成13年12月利用分限り廃止する。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。

2 改正後の板橋区住宅改修支援事業実施要綱の規定は、住宅改修費の平成 24 年 4 月支給決定分から適用し、平成 24 年 3 月支給決定分までについては、なお従前の例による。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

住宅改修支援事業に関する助成金支給申請書

（ 年 月分）

助成対象となる 指定居宅介護支援事業者名 又は 指定介護予防支援事業者名	
助成金額合計 （ 件 数 ）	円 （ 件）
<p>（あて先） 東京都板橋区長 上記のとおり、関係書類を添えて住宅改修支援事業について助成金の支給を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 _____</p> <p>申 請 者 事業所名 _____ （代表者）</p> <p>氏 名 _____ 印 _____</p> <p>電話番号 _____（ _____ ） _____</p>	

- （1）住宅改修支援事業に関する支給申請書の提出は住宅改修費支給申請書の提出後、翌々月の10日までに、支払口座振替依頼書を添えて提出してください。
- （2）住宅改修支援事業は住宅改修支給申請書提出月単位でまとめてください。
また、前月請求分に請求漏れ等があったときは、翌月に合算せず、追加分として当該月単位で作成してください。
- （3）支給申請書の申請者欄の申請者名と支払金口座振替依頼書の振込口座欄の名義人は、同一人物としてください。
- （4）内訳は、裏面にご記入ください。

年 月分 助成金額合計		
----------------	--	--

着 工 日		利用者の被保険者番号・氏名等 住宅改修業者名等			
支給申請書提出日					
1		被保険者 氏 名		被保険者 番 号	
		住 所		電話番号	
		担当介護支援 専門員等名		業 者 名	
1		被保険者 氏 名		被保険者 番 号	
		住 所		電話番号	
		担当介護支援 専門員等名		業 者 名	
1		被保険者 氏 名		被保険者 番 号	
		住 所		電話番号	
		担当介護支援 専門員等名		業 者 名	
1		被保険者 氏 名		被保険者 番 号	
		住 所		電話番号	
		担当介護支援 専門員等名		業 者 名	
1		被保険者 氏 名		被保険者 番 号	
		住 所		電話番号	
		担当介護支援 専門員等名		業 者 名	
小 計		1件につき 2,000 円 × _____ 件 = _____ 円			

- (1) 一度の訪問調査で2ヶ所以上又は2人以上の理由書を作成し、それが2枚以上であった場合でも一連の工事であれば、1件の事業として1行にご記入して下さい。
- (2) 利用内訳表の空欄を斜線で消してください。
- (3) 利用件数が5件以上ある場合は、この利用内訳表をコピーしてご利用ください。なお、その場合はそれぞれの小計を加算し、1枚目の助成金額合計欄に記入して下さい。

（居宅介護支援事業者等名） _____

代表者 _____

年 月 日

東京都板橋区長

印

住宅改修支援事業に関する助成金 支給（不支給）決定通知書

先に申請のありました助成金については、下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月分

請求額	
受付年月日	年 月 日

支給決定金額	
決定年月日	年 月 日
備考	

支払方法			
口座払い	金融機関	銀行 信用金庫 信用組合	支店 口座番号
			口座種別 当座・普通
	口座名義人		

問い合わせ先 板橋区役所健康生きがい部介護保険課給付係

東京都板橋区板橋2-66-1

TEL 3579-2356